

森ノ宮医療大学 施設・設備使用規程

平成19年3月1日制定

平成26年1月16日改訂

(目的)

第1条 この規程は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）職員、学生、部活動等本学関係団体、およびその他の外部団体が本学の施設・設備を使用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(使用手続き)

第2条 本学職員、学生又は部活動等本学関係団体が本学の施設・設備を使用しようとするときは、あらかじめ施設・設備の使用願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 体育施設の使用については別途定める手続きによるものとする。
- 3 外部の団体が本学施設を使用する際は、別途定める手続きによるものとする。
- 4 次の各号の一に該当するものは、本学の施設・設備を使用することは許可されない。
 - (1) 営利を目的とするもの
 - (2) 違法又は不当な行為を行うもの
 - (3) その他管理者において不相当と認められるもの

(是正措置)

第3条 施設・設備の使用を一旦許可した場合でも、使用に際し次の各号に該当するときには、学長は必要な是正措置を命じ、又は使用の許可を取り消すものとする。

- (1) 許可を受けた場所、期間又は時間を守らないもの
 - (2) 許可を受けた場所の周辺の静穏を損うもの
 - (3) その他管理者の行う施設・設備の管理上の指示に従わないもの
- 2 大学の緊急行事のため当該施設を使用する必要がある場合、学長は使用日時の変更を求め、あるいは許可を取り消すことができる。

(賠償)

第4条 使用中に施設・設備を汚損、破損した者は、当該損害に相当する金額を賠償するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、管理運営会議で決定し、教授会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。

2 この規程は平成26年1月16日から施行する。